

緊急事態宣言解除後の保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応についての確認 [令和2年6月10日付保幼第217号抜粋]

1 感染症防止

(1) 子ども

- ① 登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱(内服中を含む。以下同じ)や呼吸器症状(以下「発熱」)が認められる場合は、「利用を断る」取扱いとする。
- ② 子どもの個々の取扱いについては、園医に相談するとともに、判断に迷う場合は、保健所へ相談の上、対応する。
- ③ 解熱後、24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、「利用を断る」取扱いとする。

(2) 職員等

- ① 職員について、出勤前に各自の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、「出勤を行わない」ことを徹底する。
- ② 解熱後、24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、「出勤を行わない」取扱いとする。
- ③ 業者等においても、物品の受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所でおこなう。施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい発熱等が認められる場合には立ち入りを断る等の対応をする。

(3) その他の感染拡大防止関連

- ① 石鹸を用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を行う。
- ② 手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効である。
- ③ 定期的な換気を行うとともに、行事等により室内に多く子どもたちが集まる場合はこまめに換気する。

2 他都道府県への移動を行った子ども等への対応

- ① 他都道府県への移動を行った子ども、保護者、職員の対応について、2週間以内に発熱や体調不良の方と接触したかを確認の上、接触している場合は、「登園を控えて」いただく。
- ② 該当する子ども、保護者、職員に発熱等が認められ場合は、鹿児島市の帰国者・接触者相談センターに相談する。
- ③ 子ども、保護者、職員に接触歴がない場合、登園又は出勤前に体温を計測する等健康状態に留意し、「登園又は出勤させる」ことは、差支えないが、発熱等が認められる場合は、登園又は出勤を行わないことを徹底する。

3 感染発生時の対応

(1) 子どもの感染が判明した場合

- ① 鹿児島市において保健所と連携の上、感染者の状況の把握とともに接触者の範囲の確認を行い、全部又は、一部の臨時休園の判断を行う。

(2) 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合

- ① 子どもの保護者に対し、鹿児島市から登園を避けるように要請する。
- ② 登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

(3) 発熱等の症状がある子どもの登園回避の要請の徹底

- ① 感染拡大防止の観点から、家庭との連携により、できる限り、健康状態の確認(検温等)を行うようにする。
- ② 発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、「登園を避ける」ように要請する。

(4) 職員における感染対策

- ① 職員は、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格にかつ迅速に対応する。
- ② 発熱や咳などの風邪の症状が観られる、「休暇の取得や自宅待機等」によって対応する。

(5) 医療的ケアを必要とする入所の子どもへの対応等

- ① 呼吸の障害を、気管切開や人工呼吸器を使用している子どもも、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから園医に現在の園の状況を丁寧に説明し対応方法を相談の、その指示に従う。また、登園時に、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意する。